

山口県規則第四十八号

山口県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則の一部を改正する規則

山口県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則（昭和六十一年山口県規則第三号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式の注4中「**廿四**」を「**廿五**」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山口県立職業能力開発学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月二十四日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第四十九号

山口県立職業能力開発学校規則の一部を改正する規則

山口県立職業能力開発学校規則（昭和四十四年山口県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

別表山口県立東部高等産業技術学校の項中

溶接科	二〇人	溶接科	三〇人
配管科	一〇人	配管科	一〇人

を

「溶接科 二〇人」に改め、同表山口県立西部高等産業技術学校の項中

「電子機器科」

を「電気工事・設備科」

に改める。

附則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

山口県訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月二十四日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第五十号

山口県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

山口県訓練手当支給規則（昭和四十二年山口県規則第三号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項の表三級地の項中「町村」を「町」に改める。

第八条中「第十三条」を「第十八条」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に基く補助及び損失補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月二十四日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第五十一号

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に基く補助及び損失補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に基く補助及び損失補償に関する条例施行規則（昭和三十五年山口県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「市町村」を「市町」に改め、同項第三号中「前各号」を「前二号」に改め、同条第二項及び第四項中「市町村」を「市町」に改める。

第四条中「当該市町村」を「当該市町」に改める。

別記第一号様式中「**廿四**」を「**廿五**」に改め、同様式の2の(1)

の表中

「 廿四 」 補助率 (%)	を	「 廿五 」 補助率 (%)
-----------------------------	---	-----------------------------

に改め、同表注2中「**廿四**」を「**廿五**」に改め、同様式の2

の表中に改め、同様式の2の(2)中「**廿四**」を「**廿五**」に改め、同様式の2

の(2)の表中

「 廿四 」 補助率 (%)	を	「 廿五 」 補助率 (%)
-----------------------------	---	-----------------------------

に改め、同表注6中「**廿四**」を「**廿五**」に改

め、同様式の3の(1)の表中「市町村費」を「市町費」に改める。
別記第二号様式中「市(町、村)費」を「市(町)費」に改め、同様式の2の表

中「市町村の損失補償額(1)」を「市町村の損失補償額(1)」に改め、同表注2中「市町村」を「市町」に

改め、同様式の3の(1)の表中「(1)のうち市町村の補償対象損失」を

「(1)のうち市町村の補償対象損失」に改め、同様式の3の(2)の(1)の表中

「(1)のうち市町村の補償対象損失」を「(1)のうち市町村の補償対象損失」に改め、同様式の4の(1)の表

中「市町は費」を「市町費」に改める。

別記第三号様式の2の表中「市町村」を「市町」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。



山口県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則をここに公布する。

平成十八年三月二十四日

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第四号

山口県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、山口県個人情報保護条例(平成十三年山口県条例第四十三号。以下「条例」という。)第四十条の規定に基づき、山口県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が取り扱う個人情報の保護について必要な事項を定めるものとする。
(口頭による開示の申出)

第二条 条例第十九条第一項の実施機関が別に定める個人情報、別表のとおりとす

る。

(その他)
第三条 この規則に定めるもののほか、公安委員会が取り扱う個人情報の保護については、知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則(平成十四年山口県規則第二十五号)の規定の例による。

附則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。
別表(第一条関係)

口頭による開示の申出をすることができる個人情報	申出の期間又は 期日	申出の場所
警備員指導教育責任者講習の修了考査の成績	合格発表の日から 一月	警察本部生活安全 部生活安全企画課
警備員又は警備員になろうとする者について行う検 定の成績	合格発表の日から 一月	警察本部生活安全 部生活安全企画課
機械警備業務管理者講習の修了考査の成績	合格発表の日から 一月	警察本部生活安全 部生活安全企画課
警備業法の一部を改正する法律(平成十六年法律第 五十号)附則第五条に規定する審査の成績	合格発表の日から 一月	警察本部生活安全 部生活安全企画課
猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の考査の成 績	合格発表の日から 一月	警察本部生活安全 部生活環境課
駐車監視員資格者講習の修了考査の成績	合格発表の日から 一月	警察本部交通部交 通指導課
運転免許試験の成績	合格発表の日	警察本部交通部運 転免許課(警察署 において運転免許 試験を行った場合 にあつては、当該 警察署)

山口県個人情報保護条例第十六条第三号八の公安委員会規則で定める警察職員を定める規則をここに公布する。

平成十八年三月二十四日

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第五号

山口県個人情報保護条例第十六条第三号八の公安委員会規則で定める警察職員を定める規則

山口県個人情報保護条例(平成十三年山口県条例第四十三号)第十六条第三号八の公安委員会規則で定める警察職員は、次に掲げる職員とする。

- 一 警部補以下の階級にある警察官
- 二 警察官以外の職員で係長の職以下の職にあるもの

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

山口県公安委員会規程第一号

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十八年三月二十四日

山口県公安委員会

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程(平成元年山口県公安委員会規程第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一中七十八の表を七十九の表とし、七の表から七十七の表までを一表ずつ繰り下げ、六の表の次に次の一表を加える。

7 山口県個人情報保護条例(平成13年山口県条例第43号)

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第12条第1項	個人情報の開示をするかどうかの決定
第12条第2項	個人情報の開示をするかどうかの決定の期間の延長
第13条第1項、第24条第1項	事案の移送
第14条第1項	第三者に対する意見書提出の機会の付与
第23条第1項	個人情報の訂正をするかどうかの決定
第23条第2項	個人情報の訂正をするかどうかの決定の期間の延長

平成十八年三月二十四日印刷
平成十八年三月二十四日発行

発行人 山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)

第29条第1項	個人情報の利用停止をするかどうかの決定
第29条第2項	個人情報の利用停止をするかどうかの決定の期間の延長

附 則

この規程は、平成十八年四月一日から施行する。



山口県議会規程第一号

政務調査費の交付に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十八年三月二十四日

山口県議会議長 島田 明

政務調査費の交付に関する条例施行規程の一部を改正する規程

政務調査費の交付に関する条例施行規程(平成十三年山口県議会規程第二号)の一部を次のように改正する。

第五条の見出しを、「(収支報告書等の閲覧)」に改め、同条第一項中、「(以下「収支報告書」を、及び領収書等)以下、「収支報告書等」に改め、同条第一項及び第三項中「収支報告書」を、「収支報告書等」に改める。

附 則

この規程は、平成十八年四月一日から施行する。